

改訂6版

公共調達と 会計検査

芳賀昭彦

HAGA Akihiko



一般財団法人 経済調査会

は じ め に

会計検査院は、令和7年11月5日に令和6年度決算検査報告を公表しました。報告事項は319件で、指摘件数は307件、指摘金額は計540億8151万円となっています。

この検査結果は、令和6年10月から7年8月までの7年次の検査において、在庁検査では6年度分の計算書12万2千余冊及びそれらの証拠書類2526万余枚等を受領して内容を確認するなどし、また、出張して行う実地検査では2,326箇所を実地検査施行人日数、約24,000人日で行ったことによるものです。

令和8年度一般会計予算は、責任ある積極財政として122兆3092億円が計上されました。我が国を巡る様々な課題等への対応が注視されるところでありますが、国の予算の執行は、必ず会計検査院の検査が実施され、検査結果は、国会に報告されて説明が求められるとともに、納税者による評価の資料となります。

本書では、令和5、6両年度の検査報告に掲載された物件、役務、情報・通信等の公共調達及び補助金、交付金事業に係る事例から、これらの事業に携わる皆様に、特に注意を払い、参考にさせていただきたい事例を選定してご紹介することとしました。

そして、今回は、令和7年1月に就任されました宮川事務総長へのインタビュー「会計検査院事務総長に聞く」を掲載しており、また、当会が従来より透明性の向上を目途として行っている情報・通信の分野から「ソフトウェア開発費の見積りの標準化について」を掲載しましたので、紹介事例と合わせてお役にたてて頂ければ幸いです。

なお、本書における記述内容はあくまで個人の見解ですので予めご理解願います。

今回も発刊に当たり、会計検査院の関係者の皆様からご理解と多大なご協力を頂きました。この場を借りまして改めて御礼申し上げます。

令和8年8月

芳賀 昭彦

目 次

第 1 章 会計検査院事務総長に聞く

会計検査院として戦略的に DX 化を進めていく	2
-------------------------------	---

第 2 章 種類別の指摘一覧表（令和 5、6 年度）

1. 検査報告の内容	12
2. 一覧表の見方	12
3. 指摘一覧表	13
(1) 物件・役務	13
(2) 情報・通信	14
(3) 補助事業	15
(4) その他	17

第 3 章 指摘事例の解説（令和 5、6 年度）

物件・役務（30 件）	20
情報・通信（12 件）	148
補助事業（35 件）	211
その他（6 件）	311

第 4 章 会計検査院の概要

1. 会計検査院の歩み	364
(1) 会計検査院の歴史	364
(2) 会計検査の活動状況	364
2. 会計検査院の地位	366
3. 会計検査院の組織	367
(1) 検査官会議	367
(2) 事務総局	367
(3) 会計検査院組織表	369

4. 会計検査院の業務	372
(1) 検査の目的	372
(2) 検査の対象	377
(3) 検査の観点	377
(4) 検査の運営	381
5. 検査報告	387
(1) 会計検査院の検査効果	388
(2) 検査報告事項のフォローアップ	389
6. 検査結果の反映	391
(1) 国会への提出、説明	391
(2) 財政当局への説明	392
7. 検査対象機関に対する講習会等	392
(1) 検査報告説明会	393
(2) 検査対象機関の職員への講習会等	393
(3) 内部監査関連業務	393
8. その他の業務	393
(1) 弁償責任の検定	394
(2) 懲戒処分への要求	394
(3) 審査	394

第5章 令和8年次会計検査の基本方針

1. 会計検査院の使命	396
2. 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況	396
3. 会計検査の基本方針	398
(1) 重点的な検査	398
(2) 多角的な観点からの検査	398
(3) 内部統制の状況に対応した取組	400
(4) 検査のフォローアップ	400
(5) 国会との連携	400
(6) 検査能力の向上及び業務の効率化	400
4. 的確な検査計画の策定	401

第6章 ソフトウェア開発費の見積りの標準化について

1. はじめに	404
2. 「見積標準」公表の背景・目的	404
(1) 情報システムの見積りの課題	404
(2) 「見積標準」の基本方針	406
3. 「見積書」の重要性	407
(1) 「見積書式の標準化」により得られる効果	407
(2) 「見積標準」が提案する見積書式	410
4. ソフトウェア規模の可視化の必要性	410
(1) ファンクションポイント法の有用性	410
(2) 「機能一覧表」を用いた簡易計測	411
5. 自治体システム標準化における見積りの課題	413

第 2 章

種類別の指摘一覧表

(令和 5、6 年度)

1. 検査報告の内容

検査報告の内容は次の7事項であり、このうち、①～④の事項が不適切な事態の記述で、通常「指摘事項」と呼ばれている。

① 不当事項

検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項

② 意見表示・処置要求事項

会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

③ 処置済事項

会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

④ 特記事項

検査の結果、特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項

⑤ 随時報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

⑥ 国会からの検査要請事項に関する報告

国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果

⑦ 特定検査対象に関する検査状況

会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

2. 一覧表の見方

次頁に示す表は、種類別（物件・役務、情報・通信、補助事業、その他）に分類し、年度順に指摘事例を一覧表として配列している。

本表は、左側欄の「通番号」及び「収録頁」を利用して1件ごとの指摘内

容を検索するための表となっている。また、会計検査院の決算検査報告によって詳細な指摘内容を知りたい場合には、右側欄の「検査報告年度（頁）」を利用すれば検索できるようになっている。

なお、指摘額に※を付した額は背景金額^(注)を表している。

（注） 背景金額とは、取り上げた事態に関する支出・投資の全体額で、この金額が不適切な会計経理の額ではなく、指摘金額と区別されている。

3. 指摘一覧表

(1) 物件・役務 30 件（不当事項 14 件、意見表示事項 1 件、処置済事項 15 件）

通番号	収録頁	件 名			指 摘 額 ※は背景金額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
1	20	委託費業務に伴う収入が充当されるよう改善			3 億 7809 万円	R 5 (86)
		処置済	充当不実施	余剰額		
2	24	未払額や対象外設備費を対象とするなど			6888 万円	R 5 (183)
		不当	交付過大等	整備対象設備等		
3	27	虚偽の納品書等を実支出額に計上			1090 万円	R 5 (184)
		不当	交付過大	血圧脈波検査装置等		
4	29	整備費用、保守費用等を交付対象とした			6035 万円	R 5 (186)
		不当	交付過大	検査機器等		
5	33	個別比較ではなく総額比較で過大に交付			975 万円	R 5 (187)
		不当	交付過大	超音波画像診断装置		
6	36	電子申請の拡大に伴う郵送業務の見直しを			1 億 6253 万円	R 5 (248)
		処置要求	支払過大	郵送業務		
7	44	編集製本業務の積算が作業実態とかい離			1570 万円	R 5 (320)
		処置済	積算過大	標準工数		
8	48	事業期間中に納品されていないのに経費計上			155 万円	R 5 (332)
		不当	精算過大	通信機器		
9	50	購入した設備が用途に一度も使用されず			568 万円	R 5 (333)
		不当	目的不達成	冷凍車等		
10	53	試行業務以外の用途に使用していた			627 万円	R 5 (341)
		不当	支払過大	3D レーザースキャナ		
11	56	取得した航空機を補助の目的外に使用			9086 万円	R 5 (372)
		不当	目的外使用等	未承認路線等		
12	59	港湾業務艇の運航委託契約を改善			815 万円 ※7 億 1101 万円 ※4227 万円	R 5 (405)
		処置済	支払過大等	港湾業務艇		
13	66	調達せずとも支障はなく使用もされず			2885 万円	R 5 (410)
		処置済	調達過大	測定器		

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
14	70	鳥類防除業務の人件費等の積算を改善			1 億 2180 万円	R 5 (413)
		処置済	積算過大	人件費		
15	75	最終契約に至るまで設置、撤去されていない			1888 万円	R 5 (427)
		不当	交付過大	設置、撤去費		
16	78	予定電力量どおり充電していないのに支払			8132 万円	R 5 (442)
		処置済	支払過大	充電		
17	83	ETC 利用率の増加に伴い集配業務を改善			2182 万円	R 5 (476)
		処置済	契約過大	集配等業務		
18	87	単価換算を誤り運搬費用が過大			8 億 5000 万円	R 5 (515)
		処置済	積算過大	運搬費		
19	91	理由もないのに高い単価で契約変更			104 万円	R 6 (37)
		不当	契約過大	単価の変更		
20	93	効率化機器の習熟度が低く活用不十分			2 億 5062 万円	R 6 (258)
		処置済	活用不十分	3D レーザスキャナ		
21	98	業務提供時間中の休憩時間には代替要員を			8 億 8384 万円	R 6 (343)
		処置済	運用不適切	空港消防等業務		
22	104	不実施の費用を減額せず			1147 万円	R 6 (353)
		不当	契約過大	減額変更		
23	107	外注費を雑役務費に含めて一般管理費を計上			8 億 6683 万円	R 6 (366)
		意見表示	積算過大	雑役務費		
24	115	機器等の購入手続の開始時等について確認			3075 万円	R 6 (372)
		処置済	未活用等	モニタリングポスト等		
25	120	周波数が判明せずドローンが使えない			7480 万円	R 6 (384)
		処置済	使用不能	周波数		
26	124	虚偽の業務日誌により人件費を過大に算定			19 億 9527 万円	R 6 (401)
		不当	支払及び交付過大	人件費		
27	133	必要な対策がなく一度も使用されず			2422 万円	R 6 (433)
		不当	目的不達成	動的核偏極装置		
28	136	削減方針等を考慮せずに調達			1367 万円	R 6 (439)
		不当	調査過大	タブレット端末		
29	139	関係部署間で情報共有、把握せず未活用			1908 万円	R 6 (447)
		処置済	未活用	2 型無線機		
30	143	実機研修の実施状況等を踏まえ活用不十分			4565 万円	R 6 (496)
		処置済	活用不十分	新型端末		

(2) 情報・通信 12 件（不当事項 9 件、意見表示事項 1 件、処置要求・意見表示事項 1 件、処置済事項 1 件）

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
31	148	計画外期間の費用を交付対象事業費に含めた			2659 万円	R 5 (45)
		不当	交付過大	計画外期間費用		
32	150	学習コンピュータの活用等が不十分			9 億 9803 万円	R 5 (61)
		意見表示	活用不十分	学習者用コンピュータ		

第2章 種類別の指摘一覧表（令和5、6年度）

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額 ※は背景金額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
33	157	引込線に係る修繕費は補助対象外			182 万円	R 5 (68)
		不当	補助対象外	修繕費		
34	159	実態のない金額や誤った金額について支払い			1 億 1166 万円	R 5 (153)
		不当	支払過大	人件費等		
35	163	実質的還元による不正などにより交付過大			1 億 4755 万円	R 5 (485)
		不当	交付過大	実質的還元等		
36	169	アプリ機能の一部が実装されず使用できない			1000 万円	R 5 (492)
		不当	目的不達成	アプリ		
37	171	納品日は事実と異なり対象外経費を計上			1518 万円	R 5 (493)
		不当	補助対象外	ポータルサイト		
38	174	IT 導入支援事業の実施に当たり意見表示等			9 億 5648 万円	R 5 (494)
		処置要求・ 意見表示	交付過大等	実質還元等		
39	199	システムの操作、運用等の費用ではない			2935 万円	R 6 (31)
		不当	交付対象外	事前着手等		
40	203	デジタル技術の活用がないと経費は 2 割まで			800 万円	R 6 (34)
		不当	交付過大	デジタル技術		
41	205	虚偽の発注書等を実績報告書に添付			4714 万円	R 6 (59)
		不当	積算過大	虚偽の発注書等		
42	207	実工数を基準単価に反映させていない			1210 万円	R 6 (493)
		処置済	積算過大	基準価格	※1 億 1909 万円	

(3) 補助事業 35 件（不当事項 34 件、処置要求事項 1 件）

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
43	211	人件費の一部を二重に計上			183 万円	R 5 (44)
		不当	積算過大	人件費		
44	213	人件費や実費相当額に根拠のない金額を上乗せ			2 億 4371 万円	R 5 (61)
		不当	精算過大、交付対象外	人件費等		
45	219	仕入税額控除による報告、返還を行わず			9723 万円	R 5 (121)
		不当	交付過大	消費税額		
46	222	一体性のないものを補助対象とするなど			7777 万円	R 5 (123)
		不当	交付過大	研究装置等		
47	226	概算額や工事未実施部分を含めたりして算定			2975 万円	R 5 (125)
		不当	交付過大	配分基礎額等		
48	230	改修工事未施工床面積を含めていた			2244 万円	R 5 (127)
		不当	交付過大	配分基礎面積		
49	233	仕入税額控除による消費税を返還せず			207 万円	R 5 (128)
		不当	交付過大	消費税額		
50	235	虚偽の納品書や対象外経費を実支出額に計上			9254 万円	R 5 (189)
		不当	交付過大	整備対象設備等		
51	239	黒字部門を除かずに休床を病床数に含めていた			1 億 755 万円	R 5 (192)
		不当	交付過大	実支出額等		

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
52	241	火災保険金を総事業費から控除せず			1199 万円	R 5 (205)
		不当	交付過大	火災保険金		
53	244	就農を継続していないなど補助対象外			2125 万円	R 5 (274)
		不当	補助対象外	農業次世代資金		
54	248	事前着手や虚偽の領収書等で交付を受けた			4228 万円	R 5 (277)
		不当	事前着手、交付対象外	着手届、虚偽領収証		
55	250	指定地域に該当せず補助対象区域にならず			263 万円	R 5 (278)
		不当	交付過大	指定地域		
56	252	保守費用は工事費等に該当しない			205 万円	R 5 (279)
		不当	補助対象外	保守費		
57	254	返金を受けたり未設置なのに補助金を交付			830 万円	R 5 (287)
		不当	精算過大	低額設置及び未設置		
58	256	目的外使用の申請を失念			778 万円	R 5 (288)
		不当	目的外使用	浄化槽		
59	258	実際には値引きを受けたり自力施工していた			147 万円	R 5 (289)
		不当	積算過大	値引き、自力施工		
60	260	虚偽の請求書等を作成させたり経費を水増し			309 万円	R 5 (331)
		不当	精算過大	外注費等		
61	262	交付対象事業者から分譲収入を控除せず			8245 万円	R 5 (370)
		不当	交付過大	分譲収入		
62	264	無断増築物の除却費は交付対象外			5910 万円	R 5 (401)
		処置要求	交付対象外	無断増築物		
63	269	対象外経費の計上や特殊製品費を減額せず			1 億 1021 万円	R 5 (425)
		不当	交付過大	構内道路等		
64	272	補助金で取得した成果品が全く使用されず			979 万円	R 6 (38)
		不当	目的不達成	実施設計書等		
65	274	広報紙の広告掲載料を対象経費から控除せず			1358 万円	R 6 (42)
		不当	精算過大	広告掲載料		
66	276	就農していないのに資金を返還せず			900 万円	R 6 (232)
		不当	補助対象外	農業次世代資金		
67	279	事前着手や必要のない経費を上乗せ			538 万円	R 6 (234)
		不当	交付対象外	砂取機等 4 機器		
68	281	維持・管理経費は交付対象外			117 万円	R 6 (236)
		不当	交付対象外	保守費用		
69	283	違約金等の収入額は事業費から控除すること			306 万円	R 6 (237)
		不当	積算過大	違約金		
70	285	計算シートの誤った設定などで算定過大			472 万円	R 6 (247)
		不当	算定過大	計算シート		
71	288	補助金を対象者に交付せず事業不実施			440 万円	R 6 (249)
		不当	事業不実施	補助金		
72	290	実施していない工事に係る経費を含めていた			168 万円	R 6 (250)
		不当	一部不実施	制御機器等		
73	292	石油製品タンクが発電機等に接続されず			837 万円	R 6 (276)
		不当	補助対象外	手動式ポンプ		
74	294	一般業務に使用した経費は対象にできない			562 万円	R 6 (277)
		不当	補助対象外	レンタル EV		

第2章 種類別の指摘一覧表（令和5、6年度）

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
75	297	対象エプロン幅員で必要機能が果たせる			249 万円	R 6 (329)
		不当	補助対象外	エプロン舗装		
76	299	虚偽、補助対象外、目的外使用、無断処分			3738 万円	R 6 (463)
		不当	交付過大	補助事業		
77	304	虚偽、対象外、無断処分などによるもの			3 億 4461 万円	R 6 (464)
		不当	交付過大	補助事業		

(4) その他6件（不当事項2件、意見表示・処置要求事項1件、意見表示事項1件、処置要求事項2件）

通番 号	収録 頁	件 名			指 摘 額 ※は背景金額	検査報告 年度(頁)
		指摘事項	指摘の事態	指摘部分		
78	311	求償権に係る債権管理等に是正改善要求			2 億 3703 万円	R 5 (52)
		処置要求	債権管理等不適切	債権管理等	※48 億 7300 万円	
79	318	援助の効果について意見表示			4900 万円	R 5 (75)
		意見表示	効果不十分	有償及び無償資金協力	※29 億 7355 万円 ※11 億 5496 万円	
80	334	低コスト生産等の取組支援を効率的に適切に			※268 億 3151 万円	R 5 (290)
		意見表示・ 処置要求	効果不十分	対象取組		
81	345	軽減目標達成状況低調につき改善処置要求			51 億 9167 万円	R 5 (304)
		処置要求	目標達成低調	軽減目標		
82	355	虚偽の検査調書で代金を支払い			3 億 5339 万円	R 6 (435)
		不当	法令違反	検査調書		
83	359	一般競争入札とせず分割して随意契約			959 万円	R 6 (459)
		不当	法令違反	随意契約		



第3章

指摘事例の解説

(令和5、6年度)

物件・役務

情報・通信

補助事業

その他

委託費業務に伴う収入が 充当されるよう改善

処置済事項 充当不実施 令和5年度（p.86）

指摘部分：余剰額

●ジャパン・ハウスの運営等業務概要

(1) ジャパン・ハウスの運営等業務契約概要

外務省（省）は、従来日本への関心が必ずしも高くなかった人々を含めた幅広い層に対し、日本の多様な魅力や政策・取組を発信しながら、親日派・知日派の裾野を拡大していくことを目的として、サンパウロ、ロンドン及びロサンゼルスの世界3都市に對外発信拠点となる「ジャパン・ハウス」を設置し、運営している（各都市のジャパン・ハウスをそれぞれ「JH サンパウロ」、「JH ロンドン」及び「JH ロサンゼルス」）。

省は、ジャパン・ハウスの施設維持管理、事業運営等を行う運営等業務について、安定的に事業を実施するために、複数年度の業務を一括して委託し実施することとしている。そして、令和元年度から5年度までの5年間を契約期間として、元年度に、5か年度の国庫債務負担行為により、JH サンパウロについては株式会社Aと、JH ロンドンについてはB株式会社と、JH ロサンゼルスについては株式会社Cと、それぞれ運営等業務契約（契約）を締結している。

(2) 委託費を用いて実施する業務に伴う収入の取扱い

契約の仕様書によれば、将来的に漸次政府予算への依存度を軽減していくべく、省からの委託費を用いて実施する業務（委託費業務）に伴う収入^(注)（スポンサーシップ、年会費、入場料等）の増加に向けた受託者の積極的な創意工夫が期待されており、この収入は、専ら委託費業務に必要な経費（委託事業費）に充当することとされている。また、契約期間終了後に精算額を確定した結果、省からの委託費及び委託費業務に伴って生じた収入の合算（収入合算額）から精算額を差し引いても余剰が生じる場合は、その扱いについて受託者は省と協議することとされている。

第3章 指摘事例の解説（令和5、6年度）

（注）仕様書によれば、受託者は委託費業務に伴う収入のうち、スポンサーシップ、年会費及び入場料から得られる収入については、15%を上限とする一般管理費を受領できるとされている。

●検査結果

合規性、経済性等の観点から、契約に係る経理処理が仕様書等に従って適切に行われているかなどに着眼して、元年度から5年度までの間の委託費の支払額計180億1635万余円（うちJHサンパウロに係る支払額61億3939万余円、JHロンドンに係る支払額60億0371万余円及びJHロサンゼルスに係る支払額58億7325万余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、受託者である株式会社A及び株式会社Cにおいて、関係資料を確認し、説明を聴取するとともに、株式会社Bについては、省を通じて必要な書類を取り寄せ、確認した。また、外務本省において、契約書、仕様書、業務報告書等の関係資料を確認し、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

（検査結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

仕様書によれば、委託費業務に伴って生じた収入は、専ら委託事業費に充当することとされているが、当該収入を委託事業費に充当する時期や方法等について、仕様書及びこれに基づき作成することとされている各拠点の事務局における経理処理について定めたマニュアル（仕様書等）には、具体的に明記されていなかった。

そこで、各年度の収入合算額から同年度の委託事業費を差し引いて生ずる余剰額（余剰額）の委託事業費への充当状況及び翌年度への繰越状況について確認したところ、表のとおり、JHサンパウロ及びJHロンドンについては、前年度から繰り越された余剰額が契約期間を通じて一度も委託事業費に充当されていなかった。この結果、契約終了時において、JHサンパウロについては累計7490万余円、JHロンドンについては累計3億0318万余円、計3億7809万余円の余剰額が生じていた。

各年度の余剰額を委託事業費に充当しなかったことについて、省

各拠点の余剰額の委託事業費への充当状況及び繰越額

(単位：千円)

拠点名	項 目	令 和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
JH サンパウロ	前年度繰越額 (a)	—	14,021	19,518	25,724	39,710
	収入合算額 (b)	1,007,433	1,054,400	1,338,118	1,353,771	1,460,570
	委託事業費 (c)	993,412	1,048,903	1,331,911	1,339,785	1,425,379
	余剰額 (d=b-c)	14,021	5,497	6,206	13,985	35,191
	委託事業費に充当 (e)	—	—	—	—	—
	翌年度繰越額(a+d-e)	14,021	19,518	25,724	39,710	74,901
JH ロンドン	前年度繰越額 (a)	—	31,508	153,287	207,895	405,355
	収入合算額 (b)	789,912	1,073,838	1,231,212	1,762,819	1,920,051
	委託事業費 (c)	758,404	952,059	1,176,605	1,565,359	1,902,697
	余剰額 (d=b-c)	31,508	121,778	54,607	197,460	17,354
	委託事業費に充当 (e)	—	—	—	—	—
	国庫返納 (f)注(1)	—	—	—	—	119,520
	翌年度繰越額(a+d-e-f)	31,508	153,287	207,895	405,355	303,189
JH ロサンゼルス	前年度繰越額 (a)	—	2,319	2,319	5,897	9,018
	収入合算額 (b)	767,268	992,224	1,259,927	1,355,184	1,537,045
	委託事業費 (c)	764,949	992,224	1,256,349	1,327,857	1,531,871
	余剰額 (d=b-c)	2,319	—	3,578	27,327	5,174
	委託事業費に充当 (e)	—	—	—	24,207	14,192
	翌年度繰越額(a+d-e)	2,319	2,319	5,897	9,018	—
翌年度繰越額 計		47,848	175,124	239,517	454,084	378,090 注(2)

注(1) 英国の付加価値税の還付金を国庫返納している。

注(2) 計3億7809万余円は、受託者と省との協議の結果、令和6年度から開始した次の契約期間に繰り越している。

注(3) 現地通貨建てで管理しているものは、便宜的に円貨に換算して表している。

注(4) 単位未満を切り捨てているため、集計しても計が一致しないものがある。

は、業務報告書により余剰額を把握していたものの、委託事業費が契約金額内で収まったことなどにより余剰額を委託事業費に充当させる必要が生じなかったとしていた。

しかし、仕様書の趣旨に照らせば、委託費業務に伴って生じた収入は、ジャパン・ハウスの運営等業務に係る政府予算への依存度を軽減していくために獲得しているものであり、その残余である余剰額を委託事業費に充当することで、省からの委託費を節減でき、政府予算への依存度の軽減に寄与するものであることから、余剰額を委託事業費に充当する必要があると認められた。

したがって、余剰額を委託事業費に充当したとすると、委託費の支払額は、JH サンパウロについては60億6449万余円、JH ロンドンについては57億0052万余円となり、前記の委託費の支払額と比べて

JH サンパウロについて7490 万余円、JH ロンドンについて3 億 0318 万余円、計3 億 7809 万余円節減できたと認められた。

このように、省において、余剰額を委託事業費に充当することにより、契約期間内の委託費業務に係る委託費の支払を節減していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、省において、余剰額を委託事業費に充当する時期や方法等について仕様書等に具体的に明記していなかったことなどによると認められた。

●改善処置

指摘に基づき、省は、委託費業務に伴って生じた収入が契約期間内の委託事業費に確実に充当されるよう、6 年度から10 年度までの受託者と合意した上で6 年9 月に仕様書等を改訂し、余剰額を委託事業費に充当する時期や方法等について具体的に明記する処置を講じた。

指摘額 3 億 7809 万円

▶ひとことコメント

外務省の解釈では、仕様書等の漸次政府予算への依存度を軽減していくという目的を理解していなかったと推察される。